





同和対策審議会答申  
〔前文〕  
〔抜き〕

昭和三十六年十一月七日内閣総理大臣は、本審議会に對して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮詢された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかる課題である。したがつて、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立つて対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたり延長し、同和地区的実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なつた。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の經濟状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがつて、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと四十二回、部会百二十一回、小委員会二十一回におよんだ。

しかしながら現在の段階で対策のすべてにわたつて具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることとは許されない状態にあるので、以下の結論をもつてその諮問に答えるとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針を打ち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調され、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会といふべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を根本的に解決し、恥すべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

（結語）  
同和行政の方向

- ① 同和問題の根本的解決にあたつては、以上を述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移ることが國の責務である。したがつて國の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政政策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには國および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。
- ② 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策はいすれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は極外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ③ 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもつて推進されるべきであるが、このためにはそれに応する新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに、施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を國に設置すること。
- ④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥ 同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各方面にわたる具体的な年次計画を樹立すること。

### 同和問題本質の認識

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

### 近代社会における部落差別

#### 心理的差別

人々の観念や意識のうちに潜在する差別

市民的権利、自由の侵害

#### 実態的差別

同和地区住民の生活実態に具現されている差別

言語や文字や行為を媒介として顕在化する。

たとえば

言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪な感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別

- 職業選択の自由
- 教育の機会均等を保障される権利
- 居住および移転の自由
- 結婚の自由 など

たとえば、就業・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別、劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

#### 心理的差別と実態的差別の相関関係

心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていない事が特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していた事が社会的地位の上昇と解放への道を阻む原因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。

#### 同和問題を存続させ、部落差別を支えている社会、経済、文化体制

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国みなみの発展した近代の大企業があり、他方には後進国みなみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区的産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国社会は、一面では近代的な社会市民の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

- ① 明治の末から大正の初めの頃までの政府による同和対策は、治安維持と窮屈な見地から行なわれた行政施策であつて、その基本的性質は慈善的恩恵的なものであったことは否めない。ことに、当初地方改善行政の一環として行なわれた部落改善施策は、同和地区住民の自発的精神と自立的行動を基調とする生活改善運動として推進し發展させる方策がとられず、概念的、形式的な指導と奨励による風俗矯正などといったきらいがあつた。
- ② 大正の中頃全国的に勃興した自立的な改善運動は同和地区住民の自覚のあつたことが、政府はそれこたえて改善施策を積極的に行なうことをせざるを得なかった。しかし、それが政府はそれこたえて改善施策を積極的に行なうことをせざるを得なかった。そこで、それに対応するための育和の手段として行なわれた場合が多くなった。
- ③ 明治の末から大正の初めの頃までの政府による同和対策は、治安維持と窮屈な見地から行なわれた行政施策であつて、その基本的性質は慈善的恩恵的なものであったことは否めない。ことに、当初地方改善行政の一環として行なわれた部落改善施策は、同和地区住民の自発的精神と自立的行動を基調とする生活改善運動として推進し發展させる方策がとられず、概念的、形式的な指導と奨励による風俗矯正などといったきらいがあつた。
- ④ 従来、政府によって行なわれた同和対策としての具体的な行政施策は、应急的であつて、長期の目標に基づく計画性と複雑多岐な側面を持つ同和問題の勃興であった。また、明治時代から現代に至るまで一貫して、政府の同和対策は多分に切実な要求と深刻な苦悩に根ざす同和地区住民の大衆的な運動に刺激され、それに対応するための育和の手段として行なわれた場合が多くなった。
- ⑤ 現段においても、同和対策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われているかの感があるが、その正しい位置づけがなされないと差別的な特殊行政となるおそれがある。したがつて政府によって行なわれる國の基本政策の中に同和対策を明確に位置づけ、行政組織のすべての機関が直接間接に同和問題の抜本的解決を促進するため機能するような態勢を整備し確立するこゝが必要である。
- ⑥ 國と地方公共団体の同和対策が一本の体系に系列化され、政府、都府県、市町村、それぞれの分野に応じた行政施策の配分が行なわれ、國が地方公共団体の財政上の負担を輕減する配慮が十分になされるなど組織的な同和対策が確立されていないことも、大きな欠陥として指摘される。そのため同和対策を積極的に実施するところと、ほんとうそれを実施していないところと、地方公共団体の態度如何によつて生ずる格差が大きく、全国的にきわめて不均衡な状態である。
- ⑦ 国の予算に計上される同和対策の経費は逐年増額されている。しかしながら、同和問題の根本的解決をはかるために必要な種々の経費としてはきわめて僅少であった。政府が眞実に同和問題の抜本的解決を意図するならば、よりもまず、國が同和対策のため投入する国庫支出は、その社会開発の意義と価値を正しく認識し、飛躍的増大をはかることこそもっとも必要なことである。
- ⑧ 以上の評価に立つと、同和問題の根本的解決を目標とする行政の方向としては、地区住民の自発的意志に基づく自主的運動と緊密な調整を保ち、地区の特殊性に即応した総合的な計画性をもつた諸施策を積極的に実施しなければならない。
- ⑨ 同和対策審議会答申をご入用の方  
は、芦屋市教育委員会同和教育室電話(0222)へご連絡ください。  
無料で差し上げます。

